号外第二十四号

 \exists

令和四年

曜

火

五月十七日

目 次

例

○山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例………一

条例のあらまし

0 第三十号)(税務課) 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例

行うこととした。 租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定の整理を

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

例

条

公布する。 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに

令和四年五月十七日

山梨県知事 長 崎 幸

太郎

山梨県条例第三十号

十八号)の一部を次のように改正する。 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例(昭和四十五年山梨県条例第三 山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第二条第一項中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改め

則

この条例は、公布の日から施行する。

公 報 号 外 第二十四号 令和四年五月十七日

Щ

梨

県

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報号外
	外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十四号
目六番 一号	令和四年五月十七日
郎	十七日
印刷所㈱	
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
二丁目六	
番	
	二